

日証協（特会）10第392号  
平成11年2月23日

特別会員代表者 殿

日本証券業協会  
会長 加藤精一

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）第18条  
の解釈について

—営業ルール照会制度に基づく照会及び回答—

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、特別会員から照会のあった下記Iの事項について、下記IIのとおり回答いたしましたので、御通知申し上げます。

記

#### I 照会事項

日本証券業協会の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）第18条において、「特別会員は、証取法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可に係る業務（以下「登録等証券業務」という。）に係る取引の勧誘に当たって、顧客に対して、融資、保証等の特別の便宜を提供することを約さないものとする。」と規定されている。

本規定は、特別な便宜供与を条件に取引を勧誘することを禁止するとの趣旨であり、顧客の意思に基づく取引まで制約するものではないと解される。

銀行の総合口座やカードローンは、資金使途の制限はなく、借り入れ枠が設定されており、こうした制度を利用して、顧客が投資信託の購入資金の融資を受けたとしても、それが顧客自らの意思に基づくものである限り、上記規定に抵触するものではないと解釈してもよいか。

#### II 照会事項に対する回答

貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

以上